



2025年3月18日

各位

会社名 住友重機械工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 下村 真司
(コード番号 6302 東証プライム)
問合せ先 IR広報部長 島村 佳孝
(TEL. 03-6737-2332)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月21日開催の取締役会において、以下のとおり「定款一部変更の件」を2025年3月28日開催予定の第129回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

最適な経営体制の機動的な構築を目的として、取締役のみならず執行役員からも社長を選定できるよう現行定款第22条第3項の変更を行うとともに、これに関連して、株主総会の招集権者及び議長を定める現行定款第15条第1項及び第2項並びに取締役会の招集権者を定める現行定款第23条第1項、その他所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(議長) 第15条 株主総会の議長は社長がこれに当る。</p> <p>社長事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会はその決議をもって代表取締役若干名を定める。 代表取締役は各自会社を代表する。 (新設)</p> <p>取締役会はその決議をもって会長および社長各1名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き会長がこれを招集する。ただし会長を定めな<u>い</u>ときは、社長がこれに<u>当る</u>。</p> <p>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日より3日前に発する。ただし緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>第5章 執行役員 第6章 監査役および監査役会 第7章 計算</p>	<p>(議長) 第15条 株主総会の議長はあらかじめ取締役会で定めた<u>取締役</u>がこれに当る。 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第4章 取締役、<u>取締役会および執行役員</u> (代表取締役および役付役員)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり) <u>取締役会はその決議をもって取締役の中から会長1名を定めることができる。</u> 取締役会はその決議をもって<u>取締役または執行役員の中から社長1名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き会長がこれを招集する。ただし会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会</u>で定めた順序に従い、他の<u>取締役</u>がこれに<u>代る</u>。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削除) 第5章 (現行どおり) 第6章 (現行どおり)</p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2025 年 3 月 28 日（予定）

定款変更の効力発生日 2025 年 3 月 28 日（予定）

4. 適時開示の遅延理由

定款変更の決議に関しましては、本来当該決議を行った時点で、ただちに適時開示すべきだったところ、確認が不十分だったため、本日開示するに至りました。今後は、開示事項が発生した場合には、迅速に内容を精査・確認し、適切なタイミングでの情報開示を行ってまいります。今般は、適時開示遅延となりましたことをお詫び申し上げます。

以上